

情個審 第 13 号

平成28年6月17日

茨城県教育委員会
教育長 小野寺 俊 殿

茨城県情報公開・個人情報保護審査会

委員長 大和田 一雄

保有個人情報不開示決定に対する異議申立てについて（答申）

平成27年2月27日付け高教諮問第3号で諮問のありました下記事案について、別紙のとおり答申します。

記

「療養・特別休暇承認報告書等」不開示決定（不存在）に係る異議申立事案

（個人情報諮問第83号）

（個人情報答申第81号）

第1 審査会の結論

実施機関が行った不開示決定は、結論において妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 保有個人情報の開示請求

平成26年12月2日、異議申立人は、茨城県個人情報の保護に関する条例（平成17年茨城県条例第1号。以下「条例」という。）第12条第1項の規定に基づき、茨城県教育委員会（以下「実施機関」という。）に対して、次に掲げる内容の保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

療養・特別休暇承認報告書平成21年2月分、3月分、4月分とそれぞれに添付されていた診断書2通ずつ

（平成21年3月30日、特定の県立高等学校職員室にて教頭が、平成21年1月20日から同年4月19日まで1か月ごとに延長する手続を行ったこと、5月19日までの延長も決定し報告書類も整っていることを発表の上、提出済書類の写しと5月19日までの延長用書類を公開したことがあるので、校内と教育庁の双方にあるはずである。）

2 実施機関の決定及び通知

平成26年12月19日、実施機関は、「請求に係る保有個人情報が存在する」として特定の県立高等学校及び教育庁高校教育課において不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、それぞれ本人に通知した。

3 異議申立て

平成27年2月16日、異議申立人は、実施機関が行った本件処分2件の取消しを求めて、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して、異議申立てを行った。

4 異議申立ての併合

平成27年2月27日、実施機関は、本件処分に対する2件の異議申立てを併合し、諮問した。

第3 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消すとの決定を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び異議申立人意見書において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

- (1) 実施機関の職員から「不存在とは、保管期間経過で処分したのではなく、元々そのようなものは存在していなかったということを意味する」との説明があった。「元々そのようなものは存在していなかった」という決定は、当時の関係者が行った不法行為を隠蔽する行為と考えられる。虚偽による不当な決定に対し異議を申し立てる。
- (2) 平成21年3月30日、特定の県立高等学校の職員室にて、教頭は、県の命令で異議申立人の休職処分が延長になったため4月分の報告書を作成して県に提出するよう校長から指示されたこと、5月の延長分も既に準備ができていること、及び診断書の原本があるので日付を直してコピーすれば処分の延長が可能であることを発表した。
- (3) 教頭はフラットファイルを持ってコピー機に移動し、診断書と報告書を数枚コピーして、その中から報告書1枚だけを異議申立人に渡した。
その報告書の名称を記載して保有個人情報の開示請求をしたにもかかわらず、元々存在していないということはないはずである。
- (4) 実施機関が別途開示した写しの中に平成23年の休暇承認届が存在している。平成20年度とは報告書名が変更になっていたとしても、不存在ではないはずである。
- (5) 教頭が見せたフラットファイルは、教務部のロッカーに保管されていたらしく、必ず校内のどこかに写しなどが保管されているはずである。
- (6) 校長、教頭及び事務長は、「年休を月に5日以上取った者は必ず診断書を提出する必要がある」などの虚偽説明を繰り返していた。
- (7) 特定の県立高等学校では、実際に休暇を認められた月の翌月に作成するはずの報告書を2か月先のものまで作成していた。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関が、諮問庁意見書において主張しているところは、おおむね次

のとおりである。

1 本件請求に係る保有個人情報の不存について

- (1) 異議申立人が保有個人情報開示請求書（以下「本件請求書」という。）に記載した内容から、学校が教育委員会に提出する休暇に関する届出書類について調査したところ、休暇承認届のみが特定された。
- (2) 休暇承認届は、茨城県県立学校管理規則（昭和35年教育委員会規則第6号。以下「規則」という。）第26条第1項に基づき、校長が7日以上にわたる休暇を承認した場合に、その旨を教育長に届け出るものであって、茨城県県立学校管理規則の運用について（昭和53年2月27日付け教二第70号。以下「運用」という。）第26条関係第4項に様式等が規定されており、校長は、休暇承認の状況を月ごとに一括して翌月の10日までに教育長あて報告しなければならない。
- (3) 休暇承認届の記載事項は、対象者の職名、氏名、職員番号、休暇日数、休暇の種類、事由、備考（承認期間、傷病名等）であり、添付書類は不要である。
- (4) 本件請求書には、診断書を添付した書類である旨及び3月30日に5月分の報告書が作成されていた旨の記載がある。
- (5) 休暇承認届は、添付書類が不要であるため診断書を添付することはなく、校長が休暇を承認した翌月に報告するものであるため報告すべき月よりも2月以上も前に作成する類いの書類ではない。
- (6) 以上のことから、異議申立人が請求する保有個人情報は、休暇承認届とは一致せず、休暇承認届以外に休暇に関して学校が教育委員会に提出する書類は存在しないため、不存であると判断した。
- (7) なお、平成21年の休暇承認届については、茨城県教育庁文書等整理保存規程（昭和60年茨城県教育委員会訓令第2号）第7条及び第8条により保存期間を2年としているため、いずれにおいても既に廃棄している。

2 異議申立人の主張について

異議申立人に係る診断書及び報告書が入ったフラットファイルについて、

特定の県立高等学校の教務部のロッカーをはじめ、文書が保管されていると考えられる箇所を現在の管理職が複数で検索したが、発見されなかった。

3 結論

以上により、本件処分は妥当なものとする。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 本件処分について

異議申立人は、教頭から渡された報告書のコピーに記載された文書名を本件請求書に記載したにもかかわらず、実施機関から元々そのようなものは存在していなかったと説明されたため、本件処分は虚偽による不当な決定であるとしてその取消しを求めているが、実施機関は、これを妥当なものとしている。このことから、以下本件処分の妥当性について検討する。

2 本件請求に係る保有個人情報について

諮問庁意見書によると、実施機関は、本件請求に係る保有個人情報を、平成21年2月分から同年4月分までの療養休暇及び特別休暇の承認に関する報告書であって、診断書が添付されているもの、かつ報告すべき日より2月以上前に作成したものに記載された情報であると特定し、平成21年2月分から同年4月分までの療養休暇及び特別休暇の承認に関する報告書であっても、診断書が添付されていないもの又は報告すべき日より2月以上前に作成していないものは、本件請求に係る保有個人情報から除いたと認められる。

そこで、当審査会において本件請求書を見分したところ、本件請求に係る保有個人情報は、平成21年2月分から同年4月分までの療養休暇及び特別休暇の承認に関する報告書に記載された情報（以下「報告書情報」という。）並びに当該報告書に添付された診断書に記載された情報（以下「診断書情報」といい、報告書情報と併せて「本件保有個人情報」という。）と解するのが相当である。よって、実施機関の本件請求に係る保有個人情報の特定は、異議申立人の開示請求の意図を限定的に解したものであって、合理的であるとは認められない。

3 本件保有個人情報の存否について

本件保有個人情報の存否について検討すると、まず、報告書情報は、当審査会において茨城県教育例規集を見分したところ、規則第26条第1項

に基づき平成21年2月から同年4月までの各月に校長から教育長に届けがあった休暇承認届に記載された情報であると推認できる。しかし、休暇承認届の保存期間を2年としており、実施機関が既に廃棄している旨主張する以上、これを覆すに足る特段の事情も認められないことから、報告書情報は存在しないと認めざるを得ない。

次に、診断書情報は、規則及び運用に休暇承認届の添付書類に関する特段の定めはなく、仮に、任意に診断書が添付されていたとしても、実施機関が休暇承認届は保存期間を2年としているため既に廃棄している旨主張していることからすると、任意に添付された診断書も併せて廃棄されていると推認できるため、診断書情報は存在しないと認められる。

したがって、本件保有個人情報存在しないと認められるので、実施機関が行った不開示決定は、結論において妥当であると判断する。

4 異議申立人の主張について

異議申立人は、異議申立ての理由として、教頭から渡された報告書のコピーに記載された文書名を本件請求書に記載したため文書は存在する旨主張していることから、当審査会において本件請求書に記載されている「療養・特別休暇承認報告書」について調査したところ、当該報告書は、茨城県教育庁等職員服務規程（昭和41年茨城県教育委員会訓令第5号）第13条第1項に規定されている様式第10号であると認められる。しかし、同規程第1条において「教育庁及び学校以外の教育機関に勤務する職員（中略）の服務に関し、必要な事項を定める」と規定されていることからすると、「療養・特別休暇承認報告書」は、県立学校の職員である異議申立人の療養休暇及び特別休暇の承認に関して使用する様式ではないと認められる。

5 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のように判断する。

第6 審査会の処理経過

本件審査請求に係る審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成27年3月 2日	諮問受理
平成27年4月20日	諮問庁意見書受理
平成27年6月16日	異議申立人意見書受理
平成28年1月18日	審査（平成27年度第7回審査会第二部会）
平成28年3月16日	審査（平成27年度第8回審査会第二部会）
平成28年5月13日	審査（平成28年度第1回審査会第二部会）